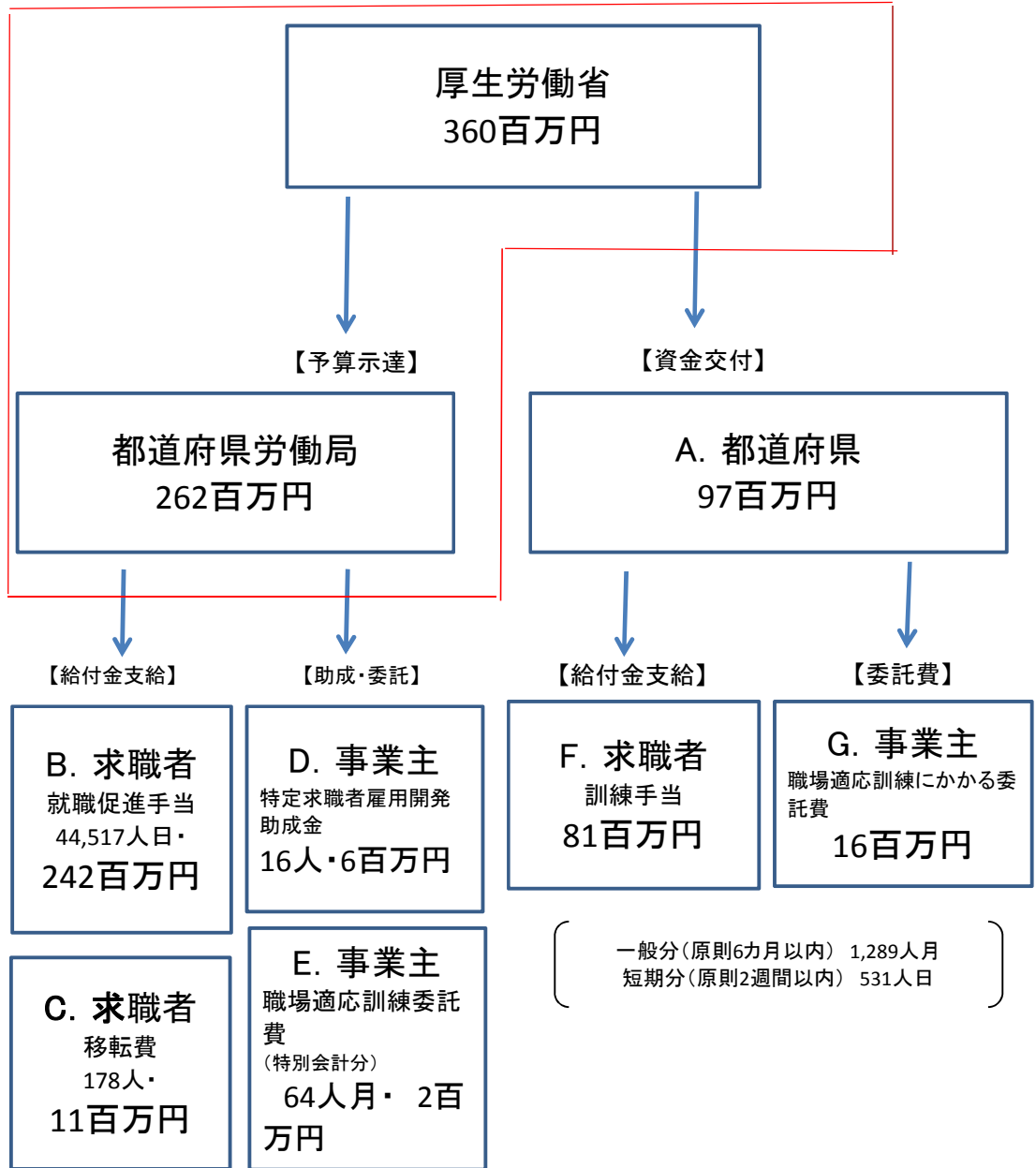


平成24年行政事業レビューシート (復興庁、厚生労働省)

<b>事業名</b>	職業転換給付金制度(復興関連事業)		<b>担当部局庁</b>	復興庁/厚生労働省職業安定局		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和41年度		<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算会計担当)/雇用開発課		統括官付参事官(予算会計担当) 尾関良夫 雇用開発課長 北條憲一	
<b>会計区分</b>	一般会計、労働保険特別会計雇用勘定及び東日本大震災復興特別会計		<b>施策名</b>	II-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	雇用対策法第18条第1号から第6号、雇用対策法施行令第2条、雇用対策法施行規則第1条の4、同規則第2条から第6条、同令附則第2条及び雇用保険法第63条第1項第3号、雇用保険法施行規則第130条		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。						
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	<p>(1)求職者に支給されるもの                  ①訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、②広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、③移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、                  (2)事業主に支給されるもの                  ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)                  注:(1)①及び(2)①は、都道府県実施事業                  (※平成24年度は復興庁へ予算計上。厚生労働省において執行。)</p> <p>※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた執行額及び執行率を記載。</p> <p style="text-align: right;">詳細は別紙参照</p>						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算			390(厚生労働省計上)	781(復興庁計上)	279(復興庁計上)
		繰越し等					
		計			390	781	279
	執行額			360			
	執行率(%)			33.3%			
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	成果指標			21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	職場適応訓練修了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合70%以上 ※23年度予算については本予算と一体で執行しているため、復興のみの成果実績を把握することが困難。実績については、レビュー番号695と同様。	成果実績	%			82%	(72%)
		達成度	%			117%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	163件(職場適応訓練実施後事業所への就職件数) ※23年度予算については本予算と一体で執行しているため、復興のみの活動実績を把握することが困難。実績については、レビュー番号695と同様。	活動実績(当初見込み)	件			163	-
						(602)	(533)
<b>単位当たりコスト</b>	601,932円 (円/件)		算出根拠	単位あたりコスト = 平成23年度職場適応訓練実績額(98,115千円) / 就職決定件数(163件)			
平成24-25年度予算内訳	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	給付金	781	279	実績を踏まえ適切な水準とする			
	計	781	279				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職等の雇用の促進を図ることは重要な課題である
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本制度については、激甚災害離職者等の就職を促進するためにハローワークで行う職業紹介と一体的に実施する必要がある
	△	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	未曾有の大震災であったため、最大規模を見積もって補正予算を計上したが、支給が見込みを下回った。執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
資金の流れ、用途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	妥当と判断し、当該コストの水準維持に努める
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	全て直接事業目的のために使われている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本制度(職場適応訓練)について、就職率は高く実効性の高い手段となっている
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	職場適応訓練については、就職状況に係る目標を設定し達成度は向上している
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本制度は激甚災害離職者等の雇用の促進に役立っているが、予算と執行の乖離があることから、雇用のセーフティーネットとしての役割を踏まえつつ、より適切な執行率となるよう改善を検討していく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	職業転換給付金制度は、執行状況を予算要求に反映すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	事業実績を踏まえて要対人員を見直したことにより縮減した。(反映額: ▲502百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	913(転換給付金制度)	平成23年行政事業レビュー	787(転換給付金制度)

※金額は平成23年度実績(※23年度については本予算と一体で執行しているため、職業転換給付金制度全体の実



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)(単  
位:百万円)

A.北海道			E.事業主		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
負担金	職場適応訓練実施企業への委託費の支出	5	委託費	職場適応訓練費として支給	
負担金	職場適応訓練に係る訓練手当の求職者への支給	28			
計		33	計		0
B.求職者			F.求職者		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	就職促進手当として支給		給付金	職場適応訓練の訓練手当	
計		0	計		0
C.求職者			G.事業主		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	移転費として支給		委託費	職場適応訓練費として支給	
計		0	計		0
D.事業主			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
給付金	特定求職者雇用開発助成金、賃金の定額助成				
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	33		
2	徳島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	18		
3	沖縄県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	14		
4	福岡県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	5		
5	福島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	4		
6	茨城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
7	奈良県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
8	福井県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
9	佐賀県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
10	宮城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		

※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた支出先上位を記載。

## 各 給 付 金 の 内 容

給付金の種類 (根拠法規)	対 象 者	支 給 額
就職促進手当 (雇用対策法第 18 条 第 1 号)	次のいずれかに該当し、就職指導等を受ける者(②を除く)又は職業訓練の待期間中の者(②④⑤⑥) ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③漁業 ④本四航路 ⑤本四港湾 ⑥特定漁業 ⑦駐留軍 ⑧沖特	1. 雇用労働者であった者 支給に係る離職日前の賃金日額に応じ日額 3,720円～5,820円 2. 雇用労働者であった者以外の者 (1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310円 2 級 地 3,930円 3 級 地 3,530円 (2) 就職活動手当 (活動1日) 280円
訓練手当 (雇用対策法第 18 条 第 2 号)	次のいずれかに該当し、職業訓練を受講する者 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③知的障害者 ④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年(職適のみ) ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	(1) 基本手当(級地区別) 1 級 地 4,310円 2 級 地 3,930円 3 級 地 3,530円 (2) 技能習得手当 受講手当(日額) 500円 通所手当(月額) 42,500円まで 寄宿手当(月額) 10,700円
広域求職活動費 (雇用対策法第 18 条 第 3 号)	次のいずれかに該当し、広域求職活動を行う者 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫駐留軍 ⑬沖特 ⑭北朝鮮	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 宿泊料 6 大都市等 8,700円 その他の地域 7,800円
移 転 費 (雇用対策法第 18 条 第 4 号)	次のいずれかに該当する者であって、就職又は訓練受講のためその住所又は居所を変更するもの ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③離農 ④中国等 ⑤広域 ⑥へき地 ⑦災害等 ⑧漁業 ⑨本四航路 ⑩本四港湾 ⑪特定漁業 ⑫北朝鮮 ⑬駐留軍 ⑭沖特	(1) 交通費実費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃) (2) 移転料 距離に応じて支給(単身者は1/2) ①から⑫の対象者の場合 62,000円～188,000円 ⑬及び⑭の対象者の場合 93,000円～282,000円 〔⑬から⑭のうち沖縄県から他の都道府県へ住所又は居所を変更するもの〕 175,000円～481,000円 (3) 着後手当 世 帯 25,400円(⑬及び⑭ 38,000円) 単 身 12,700円(⑬及び⑭ 19,000円)
職場適応訓練費 (雇用対策法第 18 条 第 5 号)	次のいずれかに該当する者に対し、都道府県知事等の委託を受けて職場適応訓練を行う事業主 ①中高年 ②45歳以上の求職者等 ③知的障害者④離農 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦広域 ⑧へき地 ⑨災害等(地域内居住者を除く) ⑩漁業 ⑪本四航路 ⑫本四港湾 ⑬特定漁業 ⑭駐留軍 ⑮沖特 ⑯沖縄若年 ⑰精神障害者 ⑱北朝鮮	1. 支給額 (1) 一般(職場適応訓練生1人につき) 月 額 24,000円 (短期日額 960円) (2) 重度の障害者(職場適応訓練生1人につき) 月 額 25,000円 (短期日額 1,000円) 2. 対象期間 (1) 一般 6か月以内 〔中小企業 1年以内〕 〔短期 2週間以内〕 (2) 重度の障害者 1年以内 (短期 4週間以内)

<p>就業支度金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>次のいずれかに該当する者であって、離職の日の翌日から起算して 2 年以内に事業を開始し、かつ、当該事業により自立できると公共職業安定所長が認めた者又は公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として再就職する者 ①漁業 ②本四航路 (35 歳以上の者) ③本四港湾 (35 歳以上の者) ④特定漁業 (35 歳以上の者) ⑤駐留軍 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内) ⑥沖特 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者は 3 年以内)</p>	<p>就職促進手当の日額に離職日の翌日から自営又は再就職の日までの期間の区分に応じ、次に掲げる日数を乗じた金額 1 年未満 75 日分 1 年以上 1 年 6 月未満 50 日分 1 年 6 月以上 2 年以内 30 日分 2 年を超えて 3 年以内 20 日分 また、⑤、⑥に該当する者が沖縄県以外の区域に住所又は居所を変更して自営又は再就職する場合上記に掲げる日数の 5 割増とする。</p>																		
<p>特定求職者雇用開発助成金 (雇用対策法第 18 条第 6 号)</p>	<p>1. 次のいずれかに該当する者 (65 歳未満の者に限る) を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主 ①高年齢者 ②身体障害者 ③知的障害者 ④精神障害者 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦北朝鮮 ⑧駐留軍 (45 歳以上の者) ⑨沖特 (45 歳以上の者) ⑩特定漁業 (45 歳以上の者) ⑪漁業 (45 歳以上の者) ⑫本四航路 (45 歳以上の者) ⑬本四港湾 (45 歳以上の者) ⑭その他の就職困難者 (45 歳以上の者) 2. 上記 1 の対象労働者の雇入れの日の前日から起算して 6 ヶ月前の日から当該日から起算して 1 年を経過する日までの期間において、当該雇い入れに係る事業所で雇用する被保険者 (短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く) を解雇等の事業主都合で離職させた事業主でないこと</p>	<p>1. 支給額</p> <table border="1" data-bbox="943 663 1522 1648"> <thead> <tr> <th>対象労働者 (一般被保険者)</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))</td> <td>30 万</td> <td>90 万</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)</td> <td>30 万</td> <td>60 万</td> </tr> <tr> <td>(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))</td> <td>100 万</td> <td>240 万</td> </tr> <tr> <td>(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))</td> <td>50 万</td> <td>135 万</td> </tr> <tr> <td>(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)</td> <td>50 万</td> <td>90 万</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 支給期間 上記 1 (1) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (2) 大企業及び中小企業 1 年間 (3) 大企業 1 年間 6 ヶ月、中小企業 2 年間 (4) 大企業 1 年間、中小企業 1 年 6 か月間 (5) 大企業及び中小企業 1 年間</p>	対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業	(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万	(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万	(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万	(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万	(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万
対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業																		
(1) 障害者 (②・③の重度障害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90 万																		
(2) 上記 (1) 以外の者 (短時間労働者)	30 万	60 万																		
(3) 重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間労働者を除く))	100 万	240 万																		
(4) 身体・知的障害者 (②・③ (短時間労働者を除く))	50 万	135 万																		
(5) 上記 (3) (4) 以外の者 (短時間労働者を除く)	50 万	90 万																		

注) 中高年・・・中高年齢失業者等求職手帳所持者、離農・・・離農転職者、中国等・・・中国残留邦人等永住帰国者、広域・・・広域就職適格者、へき地・・・へき地又は離島の居住者、災害等・・・激甚災害地域離職者等 (激甚災害地域離職者、災害による内定取消し未就職卒業者、激甚な災害を受けた地域内に居住する者)、沖縄若年・・・沖縄若年求職者、漁業・・・雇用対策法施行規則附則による漁業離職者求職手帳所持者、本四航路・・・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者、本四港湾・・・港湾運送事業離職者、特定漁業・・・国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、駐留軍・・・認定駐留軍関係離職者、沖特・・・沖縄失業者求職手帳所持者、北朝鮮・・・北朝鮮帰国被害者等